

八女市への
企業版ふるさと納税

募集しています！



特に寄附募集している事業

「持続可能なまちづくり」のための地域活力向上にぎわい創生プロジェクト

地域内外の人のつながりを生み出す電子地域通貨「まちのコイン」を通じて、八女市へ新しいひとの流れをつくり、継続的に地域に関わる関係人口の創出・拡大に取り組んでいます。また、アイデアソニイベントの開催やサテライトオフィスの活用を実施し、起業希望者やテレワーカーの支援を行っています。



その他の
寄附募集している
取組みの例

戦略的シティプロモーション推進事業

観光・定住・産業・子育て等の分野を横断するプロモーション戦略を構築します市民ライター育成等を通じて「市民が主役となる魅力発信」を行い、八女市の魅力をより効果的に発信します。

八女茶等特産品高付加価値・輸出戦略事業

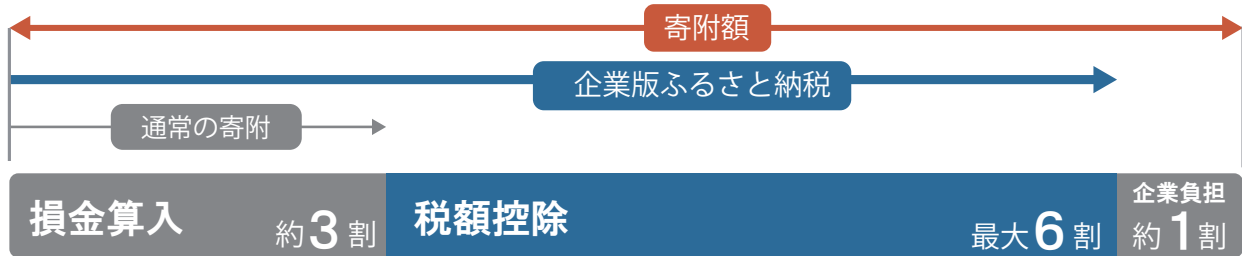
国内外の需要を捉え、八女茶等の販路拡大と高付加価値化を推進し、海外出展補助に加え、有機認証やESG評価、輸出実務等の課題を専門的支援で解消します。

その他、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく様々な事業が対象となります。その他事業の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

八女市の多様な人材の活躍を推進し、新しい時代の流れを力にするため頑張ります。「企業版ふるさと納税」による八女市へのご支援をよろしくお願いいたします！

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。令和2年度税制改正で税額控除割合の引上げ等の制度の大幅な見直しが行われており、最大で **寄附額の約9割** に相当する税額の軽減が受けられるようになりました。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

企業様のメリット

- ①寄附をいただいたことを、**八女市で積極的にPR**いたします
- ②八女市との**パートナーシップ構築**を行うことができます
- ③**地域貢献**につながり、ひいては企業の継続的な発展につながります

留意点

- ①寄附は1回あたり10万円からとなっています
- ②八女市外に本社がある企業が対象となります(本社が所在する地方公共団体への寄附は、対象となりません)
- ③地方公共団体は寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的な利益を供与してはならないこととされています

お問い合わせ先

八女市商工・企業誘致課ふるさと納税係

T E L : 0943-24-0112

F A X : 0943-24-8003

E-mail: tokusanhin@city.yame.lg.jp